

戸籍証明書の請求注意点について

改製前の紙戸籍は、「改製原戸籍」という名称でコンピュータ化前の記載内容で画像処理し、保存管理されます。

【戸籍】

平成 20 年 1 月 18 日までに、婚姻や死亡などで戸籍から除かれた方（戸籍の名前の欄に×印のある方）は、コンピュータ化後の戸籍には記載されません。

このような、すでに除かれている人の証明が必要な場合は、コンピュータ化された戸籍全部・個人事項証明書ではなく、「改製原戸籍」の謄抄本を請求していただくことになります。

例えば、相続の手続きなどで、平成 20 年 1 月 18 日以前に死亡になっている方が記載されている戸籍が必要な場合は、「改製原戸籍」を請求してください。

【戸籍の附票】

コンピュータ化後の戸籍の附票には、平成 20 年 1 月 18 日時点からの住所が記録されます。それ以前の住所の証明が必要な方は、「改製原戸籍の附票」を請求していただくことになります。